

別表第5（第5条関係）

計画時配慮事項

項目		担当課
安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱又は安城市雨水流出抑制施設設置技術基準に基づき、雨水流出抑制施設の設置に努めること。		土木課
共同 住宅	駐車場の出入口に適切な隅切りを設けるよう努めること。 駐車場の出口に停止線を設けるよう努めること。 必要に応じ、駐車場の出口付近の適切な位置にカーブミラーを設けるよう努めること。	市民安全課
	事業区域の面積が0.3ha未満又は開発行為に該当しない場合においても、事業区域内の面積のおおむね3%以上の緑化に努めること。なお、緑化の程度によっては、補助金交付の対象となる場合がある。	公園緑地課
	安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の対象地区外においても、適切な戸数の駐車場を事業区域内又はその近接地に確保すること。	建築課
受益者負担金の有無についての確認をすること。		下水道課
事業区域内及び近接地における農業用水の有無を確認し、農業用水がある場合には、その対応方法について農業用水管理者と協議すること。		安城土地改良区 (農務課 土地改良事業室内)
通学路を確認し、工事車両の通過する道路が、通学路と近接する場合は、工事計画について、該当する学校に説明すること。		学校教育課

備考 この表に定める事項その他関係法令への適合性は、第4条に基づく協議事項には含まれない。